平成２３年（フ）第１５２号
香川県高松市三条町238番地４　ダイアパレス三条701
債務者　村上　琢司
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１５３号
香川県高松市三条町238番地４　ダイアパレス三条701
債務者　村上　隆英
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１５４号
香川県高松市三条町238番地４　ダイアパレス三条701
債務者　村上佳代子（旧姓中濱）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２０８号
茨城県那珂市菅谷2392番地３
債務者　渡邉　　剛
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２０９号
茨城県那珂市菅谷2392番地３
債務者　渡邉　優子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２３２号
茨城県常陸太田市山下町4013番地の１
債務者　菊池　哲男
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１１１号
茨城県土浦市右籾3067　松本住宅６号、住民票上の住所茨城県土浦市荒川沖東３丁目22番17号　ツカハラハイツ203
債務者　岩田　忠文
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２１号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見5261番地28
債務者　原品　　渉
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２４号
茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1362番地９
債務者　榎戸　久美
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２８号
茨城県土浦市藤沢3682番地
債務者　坂井　信也
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第８８６号
名古屋市港区小碓１丁目434番地　パティオ小碓203号
債務者　木庭由香子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６５号
愛知県一宮市奥町字貴船前73番地　ブルームコートⅡ103号
債務者　オーテックサービスこと　大竹　克宏
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１６２号
兵庫県姫路市白浜町字佐崎北２丁目221番地姫路白浜第３鉄筋２棟305号
債務者　石本　美保（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１８５号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田1225番地　宇津原正方
債務者　福本　祐行
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２３３号
仙台市若林区沖野６丁目35番11号
債務者　平間　光子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
宮城県黒川郡富谷町明石台３丁目24番地11
債務者　菊田　幸枝
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
仙台市若林区古城１丁目４番13号　フォーチュンヒルズⅢ―101
債務者　岡本　夏美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係